

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～（抜粋）

平成22年12月28日
閣議決定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（抜粋）

平成25年12月20日
閣議決定

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

【厚生労働省】

(1) 職業安定法（昭22法141）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60法88）

国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業については、以下の方向性により見直す。

- (i) 公共職業安定所（ハローワーク）の求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が公的性格を持つことに鑑み、その費用負担を極力抑えるとともに専門性向上のための支援を行いつつ、積極的に進める。
- (ii) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組（以下「一体的実施」という。）、「ハローワーク特区」の取組など、公共職業安定所（ハローワーク）と地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- (iii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- (iv) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。

(33) 雇用保険法（昭49法116）

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。

「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」【ポイント】 (H27.6.30 全国知事会)

○全国知事会は平成22年以来、ハローワークの地方移管を提案（「ハローワークは地方移管でこう変わる」(H22.11.10全国知事会) etc.）

地方移管の効果

- ①就職相談から職業紹介まで一貫した支援 ②生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供 ③身近な場所で継続的な支援 ④企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開
- 国では一体的実施（H23.6-）、ハローワーク特区（H24.10-）を「3年程度行い、その過程においてその成果と課題を十分検証する」（「アクション・プラン」(H22.12.28閣議決定)）
- さらにハローワークの求人情報のオンライン提供（H26.9-）を開始した上で、これらの取組の「成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。」（「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(H27.1.30閣議決定)）

全国知事会として、成果と課題を検証し、結果をとりまとめ、成果と課題の検証を早急に行うよう求める。

一体的実施 → 37団体

成果 ↑ 上記の **地方移管の効果** を実証

- ①就職相談から職業紹介まで就職に関する一貫したサービスの提供 ⇒ 全37団体が実施
 - ◆利用者一人一人の状況に合わせたきめ細かいカウンセリングを行い、職業紹介まで一貫したサポート ⇒ 21団体が実施
- ②生活・子育て支援など求職者に対する総合的な支援の提供
 - ◆退職後の生活困窮者に、住居確保・生活資金等の相談や職業相談・職業紹介を同一コーナーで実施
- ③身近な場所における継続的な支援の実施 ⇒ 29団体が駅近地で実施、18団体が託児サービス
 - ◆女性が利用しやすい環境づくりに取り組んだ結果、子供同伴の利用者が3割以上に
- ④産業政策と連携した雇用政策の実施 ⇒ 4団体が中小企業の人材確保支援等を実施
 - ◆求職者の特性に合わせた企業説明会を年間200回以上開催
 - ◆専門性を有する高齢者と県内企業をマッチング（登録1,346人、就職決定779人）

課題

- ①一体的実施施設内のルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まない（10団体）
 - ◆国側と県側で利用者情報の共有不十分、利用者が説明に二度手間
- ②一体的実施におけるハローワークの就職実績の把握が県側では困難（14団体が就職人数のみ）
 - ◆進捗管理に必要な就職者の年齢等の詳細情報は、国から提供されない
- ③一体的実施における国側サービスの拡大が進まない（雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付等）（13団体が拡大希望）
 - ◆雇用保険や職業訓練の手続きは、改めてハローワークに足を運ばなければならない

＜特区＞で一定の改善

ハローワーク特区 → 2団体（埼玉県、佐賀県）

成果 ↑ 上記の **地方移管の効果** を実証

- 一体的実施の①～④と同様の成果に加え、
 - ◆同じ職員による一貫した支援や国・県によるチーム支援で就職者数が増加
 - ◆職業紹介に加え、若者・女性等のカウンセリングや生活・住宅相談等を一体的に実施し、利用者の4割が複数のコーナーを利用
- ①意思疎通・調整の円滑化、国・県のサービスの融合促進
 - ◆人事交流により協議等が円滑化（⇒3か月以内の早期就職支援サービス導入等）
- ②就職相談から紹介まで同一職員による対応
 - ◆指示権の行使により、就職相談から職業紹介まで同一相談員による支援を実現
- ③国・県を通じたルール統一の実現（受付一本化、情報共有等）
- ④県側による就職実績の把握

課題

- ①都道府県知事の指示権には限界（法令・予算・定数の壁）
 - ◆利用者の増減等に応じた職業紹介コーナーの職員体制の柔軟な変更は実現困難（定数変更が必要）
 - ◆県の意向による職業紹介までの一貫した支援は実現困難（国から県に職業紹介業務の移管が必要）
- ②新たな業務に対する都道府県労働局の判断や対応に限界（予算を伴う職員体制の変更等は困難）
 - ◆開所時間の延長を求めたが、現職員体制で運用可能な範囲内の延長に留まる

ハローワーク地方移管の早期実現を

- 一体的実施、ハローワーク特区の上記の成果は、全国知事会がこれまで指摘してきたハローワークの
- 一体的実施、ハローワーク特区には、上記の課題のとおり限界あり。これらの課題は、都道府県がハローワークの移管を受けることによって解決可能。

地方移管の効果

ハローワーク地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実を

【一体的実施、ハローワーク特区】

- ①一体的実施、ハローワーク特区の実施期間の延長 ⇒ ハローワークの地方移管が実現するまでの間、取組を継続するべき。
 - ⇒ 手挙げ方式による実施箇所拡大、県内1か所に限定せず複数又は県域全体のハローワークでの実施ができるようになるべき。
- ②ハローワーク特区の実施箇所拡大
 - ⇒ 利用者の立場に立った運営の改善などの地方自治体からの提案に迅速に対応するべき。
- ③国の意思決定の迅速化
 - ⇒ 就職決定者の男女、年代等属性別人数や個人別の就職状況などの詳細情報を毎月速やかに地方に提供するべき。
- ④一体的実施におけるハローワークの就職実績の積極的な情報提供
 - ⇒ 雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべき。また、正規職員配置が困難な場合、インターネットを活用した遠隔での受付やハローワーク08の嘱託職員等の配置も検討するべき。
- ⑤一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大
 - ⇒ 実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、既存の法令・予算の変更などを伴う取組も含め、試行できるようにするべき。
- ⑥ハローワーク特区の内容充実

【ハローワーク求人情報のオンライン提供】

- ①提供される求人情報の数・内容の充実
 - ⇒ 地方自治体に提供する求人情報件数の増大、ハローワーク職員用端末と同等の情報内容の提供（求人事業所情報等）をするべき。（ハローワーク職員用端末と比べ、提供されている求人情報数は半分程度。内容も絞り込まれ、求人事業所情報等は除外されている。）
- ②地方が開拓した求人情報の反映
 - ⇒ 地方が独自の産業政策や求人開拓を通じて受け付けた求人情報もハローワークの求人情報システムに反映できるようにするべき。

(注) ◆は主な事例等

ハローワーク特区等の成果と課題の検証について

平成 27 年 6 月 30 日
全 国 知 事 会

○ハローワークに対する全国知事会の考え方

全国知事会は平成 22 年以來、就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができること、生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供できること、身近な場所で継続的な支援ができること、企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開ができることなどを理由に、ハローワークの地方移管を提案しているところ。

○ハローワークの地方移管に対する国の考え方

国は、「アクション・プラン」(H22. 12. 28 閣議決定)において、一体的実施、ハローワーク特区を「3 年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証する」としたほか、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(H27. 1. 30 閣議決定)においても、これらの取組の「成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。」としている。

○全国知事会における成果と課題の検証

国による一体的実施、ハローワーク特区等についての成果と課題の検証が見込まれるところであるが、全国知事会としても成果と課題の検証を行い、その結果を取りまとめた。

1. ハローワークの地方移管の早期実現を

- ・一体的実施、ハローワーク特区の成果は、全国知事会がこれまで指摘してきたハローワークの地方移管の効果を実証している。
- ・同時に、一体的実施、ハローワーク特区には限界がある。これらの課題は、都道府県がハローワークの移管を受けることによって解決可能。

2. ハローワークの地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実を

- ①一体的実施、ハローワーク特区の実施期間の延長
- ②ハローワーク特区の実施箇所拡大
- ③国の意思決定の迅速化（自治体からの提案に対する迅速な対応）
- ④一体的実施におけるハローワークの就職実績の積極的な情報提供
- ⑤一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大（雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付など）
- ⑥ハローワーク特区の内容充実（実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、既存の法令・予算の変更などを伴う取組も含め、試行できるようにする）
- ⑦オンライン提供されるハローワーク求人情報の数・内容の充実
- ⑧地方が開拓した求人情報の反映（独自の産業政策や求人開拓を通じて受け付けた求人情報のハローワークの求人情報システムへの反映）

今後、ハローワークの地方移管に向け、国においても一体的実施、ハローワーク特区等について成果と課題の検証を早急に行うよう求める。

1. はじめに

(1) 全国知事会の立場

地域における雇用の確保はまちづくりの要諦であり、地方創生に向けた取組の中で最も重点が置かれるべき課題の一つである。このため、地方ではかねてから求職者の能力・適性に応じた就職相談、次代を担う人材の育成や職業訓練、新たな雇用を生み出す産業政策などに重点的に取り組んできた。

これらの取組にハローワークの無料職業紹介を付加し、地方が一貫して実施することにより、次のような効果が期待できる。

- ① 就職相談、職業訓練から職業紹介まで就職に関するサービスを一貫して受けることができるようになる
- ② 特に若者、女性、生活困窮者、障害者等については、生活・住居・子育て支援・福祉等の総合的支援を行っている地方のノウハウを活かし、きめ細かい支援をワンストップで受けることができるようになる
- ③ 求職者が遠方のハローワークに出向くことなく、身近な場所で継続的な支援を受けられるようになる
- ④ 企業誘致や新産業育成など地方が行う産業政策と一体化して求人開拓を行うことで地域活力の向上につなげる「攻めの雇用政策」ができるようになる

このため、全国知事会は、平成 22 年 7 月、「国の出先機関の原則廃止に向けて」を取りまとめ、以来、ハローワークの地方移管を提案している（別紙 1）。

(2) 一体的実施、ハローワーク特区

これに対し、国は、平成 22 年 12 月、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(別紙 2) を閣議決定し、

- ・「国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者等の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。」
- ・「その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。」とした。併せて、「当該一体的な実施を 3 年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証する」としている¹。

このアクション・プランに基づき、平成 23 年 6 月から、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務を一体的に提供する事業（以下、「一体的実施」という。）が順次開始されている。（図 1-1）

また、平成 23 年 12 月 26 日、第 15 回地域主権戦略会議は「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（別紙 3）を了承し、「特区制度を活用して、試行的に、東西一か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う」こととした。これに基づき、平成 24 年 10 月から「ハローワーク特区」として開始されて現在に至っている。（図 1-2）

(3) 求人情報のオンライン提供

さらに、国は、平成 25 年 6 月、内閣府地方分権改革有識者会議に雇用対策部会を設

¹ 特区協定に関する厚生労働省令では「当分の間」とされている。

置して、無料職業紹介に関する事務・権限の見直しの方向性に関する議論を行い、8月に報告書を取りまとめて、「ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を、個性を活かし自立した地方をつくるという地方分権の観点から、積極的に進めるべきである」とした（別紙4）²。これに基づき、平成26年9月からハローワークの保有する求人情報の地方自治体へのオンライン提供が開始された³。（図1-3）

求人情報データをインターネット回線でダウンロードし、汎用パソコンで当該データを使用する「データ提供方式」と、ハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を自ら設置し、同等の操作性を実現する「求人情報提供端末方式」の2つの実施方式がある。前者については、敢えて新たな機器等を導入することなく、既存機器等の活用が可能であり、費用負担なしで簡易な求人情報提供端末として求人情報の検索・閲覧を可能とするための無料ソフトウェアが国から提供されている。

後者についても、平成27年9月からは既存機器等の活用が可能となるよう改善される⁴。また、より簡便な方法で接続・利用が可能になり、各団体が独自の条件で求人情報の検索を行うことができるようになるほか、現在、個々に問い合わせで回答を得ている求人応募状況についてオンラインによりリアルタイムで情報を得ることができるようになるとされている。

(4) 成果と課題の検証等の必要性

前述のとおり、国は「当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証する」としているが、平成27年6月現在、一体的実施は平成23年6月の順次開始から4年、ハローワーク特区は平成24年10月の開始から2年8か月が経過した。この中で、成果は着実に上がっているが、同時に課題も明らかになっている。

また、求人情報のオンライン提供については、9か月が経過したばかりであるが、多くの団体が取組を既に開始しており、その中で仕組みの改善を求める声が上がっている。

こうした情勢を踏まえて、全国知事会としても成果と課題の検証を行い、その結果を取りまとめるものである。併せて、求人情報のオンライン提供についても、現時点で改善が必要と考えられる事項を整理することとする。

折しも、国は、去る1月30日、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（別紙6）を閣議決定し、「一体的実施」、「ハローワーク特区」、「求人情報の地方自治体へのオンライン提供」など、ハローワークと地方との一層の連携強化とともに、これらの取組の成果と課題を検証することとしている。ハローワークの地方移管に向け、これを早急に行うよう求める。

² 平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略（別紙5）において、労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、希望する地方自治体にハローワークの求人情報を提供し、地方自治体独自の雇用政策等の強化を図ることとした。

³ 厚生労働省HP「ハローワークと地方自治体の連携」によると、平成26年9月1日現在で219団体（43都道府県、176市区町村）から利用申請がされている。

⁴ 求人情報提供端末方式では、切替時に端末設定の見直し、動作確認のための一時経費は必要になる。

図 1-1 一体的実施のスキーム

利用者の様々なニーズに応えるため、国と地方自治体の協議によりハローワークと地方自治体の支援を組み合わせ合わせた様々なサービスを実施する。

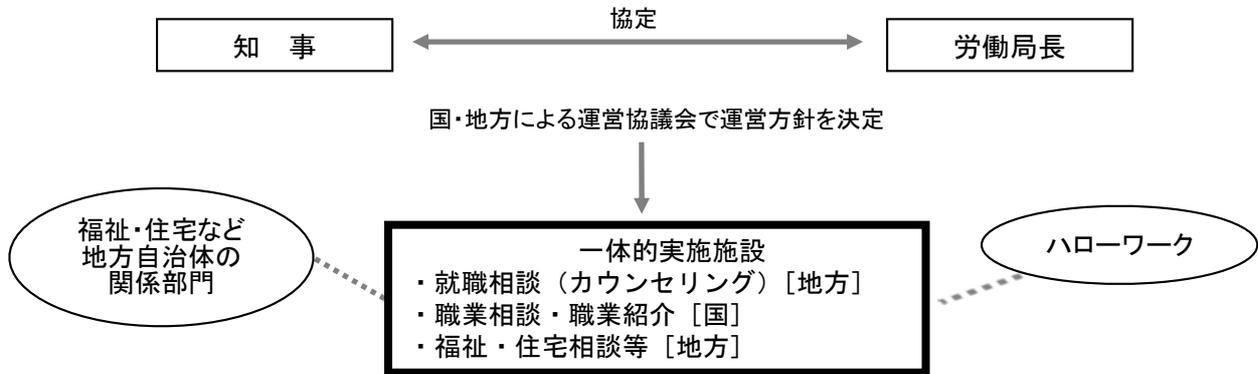


図 1-2 ハローワーク特区のスキーム

ハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況をつくり、地方主導でサービスを改善することにより地方移管のメリットを示す。

協定に基づき、知事は特区の対象となるハローワークの業務に関し、労働局長に必要な指示をすることができる。その指示が法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、指示の内容はハローワークの事業に反映される。

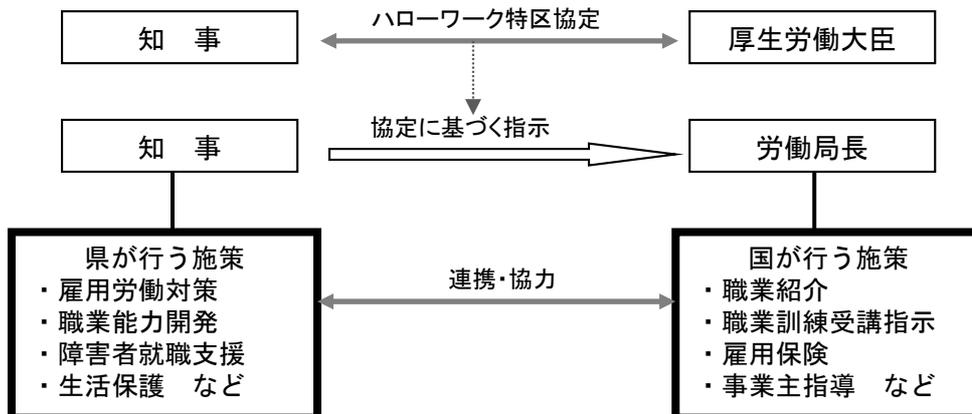


図 1-3 求人情報のオンライン提供のスキーム

ハローワークの求人情報端末と同等の端末を地方が自ら設置し、ハローワークのネットワークに接続して求人情報をリアルタイムで入手する「求人情報提供端末方式」、既存の汎用パソコンを活用して求人情報を1日1回ダウンロードする「データ提供方式」のいずれかによりハローワークの求人情報を活用できる。

